

平成17年第1回東大和市議会臨時会会議録目次

応招・不応招議員	1
----------------	---

○5月30日（第9号）

出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員	3
出席説明員	3
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
議事日程第1号追加の 1 東大和市議会議長辞職の件	5
議事日程第1号追加の 2 第2号選挙 東大和市議会議長選挙	6
議事日程第1号追加の 3 東大和市議会副議長辞職の件	8
議事日程第1号追加の 4 第3号選挙 東大和市議会副議長選挙	9
議事日程第1号追加の 5 第2号同意 東大和市監査委員の選任について	10
日程第 3 第1号選任 東大和市議会常任委員会委員選任	11
日程第 4 第2号選任 東大和市議会議会運営委員会委員選任	12
日程第 5 第3号選任 東大和市議会議会報編集委員会委員選任	12
議事日程第1号追加の 6 議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会の調査事件の付託替えについて	13
議事日程第1号追加の 7 議第6号議案 交通問題対策調査特別委員会の設置について	13
日程第 6 第1号選挙 東京都市収益事業組合議会議員選挙	16
議事日程第1号追加の 8 第4号選挙 昭和病院組合議会議員補欠選挙	16
議事日程第1号追加の 9 第5号選挙 湖南衛生組合議会議員補欠選挙	17
議事日程第1号追加の 10 第6号選挙 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員補欠選挙	18
議事日程第1号追加の 11 関野杜成議員の資格決定の件	19
議事日程第1号追加の 12 閉会中の継続審査について	22
閉議・閉会	23

○ 応招・不応招議員

応招議員 22名

1番	粕谷	久美子	君	2番	大后	治雄	君
3番	長瀬	りつ	君	4番	二宮	由子	君
5番	森田	憲二	君	6番	中村	庄一郎	君
7番	粕谷	洋右	君	8番	押本	治雄	君
9番	石川	庄太郎	君	10番	関野	杜成	君
11番	西川	洋一	君	12番	藤原	宏子	君
13番	関田	貢	君	14番	関田	正民	君
15番	木下	光雄	君	16番	尾崎	信夫	君
17番	佐村	明美	君	18番	中間	建二	君
19番	松浦	誠	君	20番	下条	学	君
21番	小林	知久	君	22番	尾崎	保夫	君

不応招議員 なし

平成17年第1回東大和市議会臨時会会議録第9号

平成17年5月30日（月曜日）

出席議員（22名）

1番	粕谷久美子君	2番	大后治雄君
3番	長瀬りつ君	4番	二宮由子君
5番	森田憲二君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	押本治雄君
9番	石川庄太郎君	10番	関野杜成君
11番	西川洋一君	12番	藤原宏子君
13番	関田貢君	14番	関田正民君
15番	木下光雄君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	松浦誠君	20番	下条学君
21番	小林知久君	22番	尾崎保夫君

欠席議員（なし）

事務局職員（6名）

事務局長	田中美光君	事務局次長	岡部惠君
議事係長	仲里章君	主事	三浦文一君
主事	高島俊夫君	主事	水村隆市君

出席説明員（13名）

市長	尾又正則君	助役	佐久間栄昭君
収入役	岸永通君	教育長	山川登志行君
企画財政部長	小飯塚謙一君	総務部長	野澤勝君
市民部長	高杉豊君	生活環境部長	渡辺和之君
生活環境部参事	内野章君	福祉部長	関田実君
都市建設部長	内野隆司君	学校教育部長	小山正君
社会教育部長	石川和男君		

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

議事日程第1号追加の 1 東大和市議会議長辞職の件

議事日程第1号追加の 2 第2号選挙 東大和市議会議長選挙

議事日程第1号追加の 3 東大和市議会副議長辞職の件

議事日程第1号追加の 4 第3号選挙 東大和市議会副議長選挙

議事日程第1号追加の 5 第2号同意 東大和市監査委員の選任について

第 3 第1号選任 東大和市議会常任委員会委員選任

第 4 第2号選任 東大和市議会議会運営委員会委員選任

第 5 第3号選任 東大和市議会議会報編集委員会委員選任

議事日程第1号追加の 6 議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会の調査事件の付託替えについて

議事日程第1号追加の 7 議第6号議案 交通問題対策調査特別委員会の設置について

第 6 第1号選挙 東京都市収益事業組合議会議員選挙

議事日程第1号追加の 8 第4号選挙 昭和病院組合議会議員補欠選挙

議事日程第1号追加の 9 第5号選挙 湖南衛生組合議会議員補欠選挙

議事日程第1号追加の 10 第6号選挙 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員補欠選挙

議事日程第1号追加の 11 関野杜成議員の資格決定の件

議事日程第1号追加の 12 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から議事日程第1号追加の12まで

午前 9時40分 開会・開議

○議長（森田憲二君） ただいまから、平成17年第1回東大和市議会臨時会を開会いたします。

○議長（森田憲二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田憲二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

1番 粕谷 久美子 議員

12番 藤原 宏子 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（森田憲二君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田憲二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時41分 休憩

午前10時12分 開議

○副議長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長（下条 学君） ただいまの休憩中に、森田憲二議長より議長辞職願が提出されました。

議長の一身上に関する事件でありますので、議長にかわり私が議長職を務めます。

お諮りいたします。

この際、東大和市議会議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、東大和市議会議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決めます。

議事日程第1号追加の1 東大和市議会議長辞職の件

○副議長（下条 学君） 議事日程第1号追加の1 東大和市議会議長辞職の件、本件を議題に供します。

提出されました辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（田中美光君） 朗読いたします。

平成 17 年 5 月 30 日 東大和市議会副議長殿 東大和市議会議長 森田憲二
辞職願 下記の理由により東大和市議会議長を辞職したいので、地方自治法第 108 条の規定により許可されるようお願いいたします。

記 辞職理由 一身上の理由

以上でございます。

○副議長（下条 学君） お諮りいたします。

森田憲二議長の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、森田憲二議長の議長辞職を許可することに決めます。

〔5 番 森田憲二君 入場〕

○副議長（下条 学君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、第 2 号選挙 東大和市議会議長選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、第 2 号選挙 東大和市議会議長選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決めます。

議事日程第 1 号追加の 2 第 2 号選挙 東大和市議会議長選挙

○副議長（下条 学君） 議事日程第 1 号追加の 2 第 2 号選挙 東大和市議会議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（下条 学君） ただいまの出席議員は 22 人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（下条 学君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下条 学君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（下条 学君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。本選挙は案分規定がございませんので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

投票用紙の記入をお願いいたします。

それでは、事務局長の点呼に応じて投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔点呼に応じて投票〕

○副議長（下条 学君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下条 学君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（下条 学君） 開票を行います。

会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に

1 番 粕谷久美子議員

2 2 番 尾崎 保夫議員

の両議員を指名いたします。

開票立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○副議長（下条 学君） 開票の結果を、事務局長をして報告いたさせます。

○事務局長（田中美光君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 21 票。無効投票 1 票。有効投票中

粕谷 洋右議員 7 票

松浦 誠議員 10 票

木下 光雄議員 4 票

以上のとおりであります。

○副議長（下条 学君） この選挙の法定得票数は 6 票でございます。よって、松浦 誠議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松浦 誠議員が在席しておりますので、本席より会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、松浦 誠議員の就任のあいさつをお願いいたします。

〔議 長 松浦 誠君 登壇〕

○議長（松浦 誠君） ただいま議長選挙におきまして、多くの皆様方の御投票をいただきまして、議長に就任することができました。大変身に余る光栄であるというふうに思っております。これからも市議会の皆さんの、議員お一人お一人の協力をいただきながら、議会の公正、公平でスムーズな運営に心がけていくとともに、東大和市のますますの発展のために、これからも任期中、しっかり頑張っていきたいというふうに思っていますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。これからもどうぞ御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。（拍手）

〔議 長 松浦 誠君 降壇〕

○副議長（下条 学君） それでは、議長が決定いたしましたので、議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（松浦 誠君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前11時46分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松浦 誠君） ただいまの休憩中に、下条 学副議長より副議長辞職願が提出されました。

なお、副議長につきましては、一身上に関する事件でありますので、在席していないことを報告いたします。
お諮りいたします。

この際、東大和市議会副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、東大和市議会副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決めます。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程第1号追加の3 東大和市議会副議長辞職の件

○議長（松浦 誠君） 議事日程第1号追加の3 東大和市議会副議長辞職の件、本件を議題に供します。
提出された辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（田中美光君） 朗読いたします。

平成17年5月30日 東大和市議会議長殿 東大和市議会副議長 下条 学
辞職願 下記の理由により東大和市議会副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

記 辞職理由 一身上の都合により

以上でございます。

○議長（松浦 誠君） お諮りいたします。

下条 学副議長の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、下条 学副議長の副議長辞職を許可することに決めます。

〔20番 下条 学君 入場〕

○議長（松浦 誠君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、第3号選挙 東大和市議会副議長選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、第3号選挙 東大和市議会副議長選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決めます。

議事日程第1号追加の4 第3号選挙 東大和市議会副議長選挙

○議長（松浦 誠君） 議事日程第1号追加の4 第3号選挙 東大和市議会副議長選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦 誠君） ただいまの出席議員数は22人です。
投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（松浦 誠君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦 誠君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。本選挙は案分規定がございませんので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔点呼に応じて投票〕

○議長（松浦 誠君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦 誠君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に

1番 粕谷久美子議員

2番 尾崎 保夫議員

の両議員を指名いたします。

開票立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（松浦 誠君） 開票の結果を、事務局長をして報告いたさせます。

○事務局長（田中美光君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 19 票。無効投票 3 票。有効投票中

押本 治雄議員 19 票

以上のとおりであります。

○議長（松浦 誠君） この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、押本治雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました押本治雄議員が在席しておりますので、本席より会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、押本治雄議員の就任のあいさつをお願いいたします。

〔副議長 押本治雄君 登壇〕

○副議長（押本治雄君） ただいま副議長に選出していただきまして、本当にありがとうございました。今後におきましては、与えられた任務を一生懸命全うしてまいりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

〔副議長 押本治雄君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 9 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松浦 誠君） お諮りいたします。

第 2 号同意 東大和市監査委員の選任については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題に供したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、第 2 号同意 東大和市監査委員の選任については、急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決めます。

議事日程第 1 号追加の 5 第 2 号同意 東大和市監査委員の選任について

○議長（松浦 誠君） 議事日程第 1 号追加の 5 第 2 号同意 東大和市監査委員の選任について、本案を議題に供します。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、粕谷洋右議員の除斥を求めます。

〔7 番 粕谷洋右君 退場〕

○議長（松浦 誠君） 提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） ただいま議題となりました第2号同意 東大和市監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

議会選出の監査委員としてお願いしておりました押本治雄氏から、一身上の都合により平成17年5月30日 をもちまして監査委員を辞職したい旨の申し出があり、これを受理いたしました。

そこで、本案は地方自治法第196条第1項の規定によりまして、粕谷洋右氏を東大和市監査委員として選任 することについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ござい ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第2号同意 東大和市監査委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

ここで粕谷洋右議員の除斥を解きます。

〔7番 粕谷洋右君 入場〕

日程第3 第1号選任 東大和市議会常任委員会委員選任

○議長（松浦 誠君） 日程第3 第1号選任 東大和市議会常任委員会委員選任を行います。

お諮りいたします。

東大和市議会常任委員会委員の選任については、東大和市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長 が会議に諮って指名することになっております。

総務委員会委員に

大后 治雄議員

二宮 由子議員

森田 憲二議員

押本 治雄議員

木下 光雄議員 中間 建二議員 松浦 誠議員 尾崎 保夫議員

以上8人を、

厚生文教委員会委員に

長瀬 りつ議員 中村庄一郎議員 藤原 宏子議員 関田 貢議員

佐村 明美議員 下条 学議員 小林 知久議員

以上7人を、

建設環境委員会委員に

粕谷久美子議員 粕谷 洋右議員 石川庄太郎議員 関野 杜成議員

西川 洋一議員 関田 正民議員 尾崎 信夫議員

以上7人を、

それぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第4 第2号選任 東大和市議会議会運営委員会委員選任

○議長（松浦 誠君） 日程第4 第2号選任 東大和市議会議会運営委員会委員選任を行います。

お諮りいたします。

東大和市議会議会運営委員会委員の選任については、東大和市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会運営委員会委員に

長瀬 りつ議員 森田 憲二議員 中村庄一郎議員 西川 洋一議員

関田 正民議員 尾崎 信夫議員 中間 建二議員 尾崎 保夫議員

以上8人を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第5 第3号選任 東大和市議会議会報編集委員会委員選任

○議長（松浦 誠君） 日程第5 第3号選任 東大和市議会議会報編集委員会委員選任を行います。

本選任は、東大和市議会報発行規程第6条の規定により、10人以内を選任するものであります。

お諮りいたします。

委員の選任につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、議会報編集委員会委員に

二宮 由子議員 粕谷 洋右議員 石川庄太郎議員 西川 洋一議員

関田 貢議員 佐村 明美議員 下条 学議員 小林 知久議員

以上8人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました8人を選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（松浦 誠君） お諮りいたします。

議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会の調査事件の付託替えについては、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題に供したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会の調査事件の付託替えについては、急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決めます。

議事日程第1号追加の6 議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会の調査事件の付託替えについて

○議長（松浦 誠君） 議事日程第1号追加の6 議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会の調査事件の付託替えについて、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会に付託しておりました調査事件につきましては、所管する常任委員会等へ付託替えをすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

なお、ただいまの議決により、議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会は消滅いたしました。暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時27分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松浦 誠君） お諮りいたします。

議第6号議案 交通問題対策調査特別委員会の設置については、緊急を要しますので、急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題に供したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、議第6号議案 交通問題対策調査特別委員会の設置については、急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決めます。

議事日程第1号追加の7 議第6号議案 交通問題対策調査特別委員会の設置について

○議長（松浦 誠君） 議事日程第1号追加の7 議第6号議案 交通問題対策調査特別委員会の設置について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔6 番 中村庄一郎君 登壇〕

○6番（中村庄一郎君） それでは、議第6号議案 交通問題対策調査特別委員会の設置について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を行います。

平成15年2月に、市内循環バス、ちよこバスが開通してから2年が経過し、現在まで市民の身近な足として、また公共交通の空白・不便地域の解消のためのものとして定着しつつあります。当時、議会としては、コミュニティバス調査特別委員会を設置し、一定の結論を提出した経緯があります。本年、第1回代表者会議にて、交通問題対策調査委員会設置の提案がなされ、議会として幅広く市内外の交通問題を調査し、市民の利便性の確保を目的に設置をしたところでもあります。

そこで、今回、十分に調査研究をしていくためにも、地方自治法第110条の規定に基づく特別委員会の設置について提案するものであります。

委員会の名称であります、交通問題対策調査特別委員会とするものであります。

委員の定数は、8名であります。

設置目的につきましては、議会として幅広く市内外の交通問題を調査し、市民の利便性の確保に向け調査を行うものであります。

なお、設置期間は、設置の議決をした日から上記事件の調査終了までとするものです。

なお、閉会中においても継続して調査できるものとします。

以上、提案理由並びに内容の説明といたします。

議長において、よろしくお取り計らいくださいますようお願いをいたします。

以上でございます。

〔6 番 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第6号議案 交通問題対策調査特別委員会の設置について、本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ただいま設置されました交通問題対策調査特別委員会の委員の選任については、東大和市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

交通問題対策調査特別委員会委員に

粕谷久美子議員 中村庄一郎議員 石川庄太郎議員 関野 杜成議員

藤原 宏子議員 木下 光雄議員 佐村 明美議員 中間 建二議員

以上8人を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 4時 4分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松浦 誠君） ここで、休憩中に開催されました各委員会の正副委員長の互選結果を御報告申し上げます。

初めに、東大和市議会常任委員会について御報告申し上げます。

総務委員会の委員長に大后治雄議員、副委員長に中間建二議員

厚生文教委員会の委員長に佐村明美議員、副委員長に中村庄一郎議員

建設環境委員会の委員長に関田正民議員、副委員長に西川洋一議員

がそれぞれ選出されました。

○議長（松浦 誠君） 次に、東大和市議会議会運営委員会の委員長に森田憲二議員、副委員長に長瀬りつ議員がそれぞれ選出されました。

○議長（松浦 誠君） 次に、東大和市議会議会報編集委員会の委員長に西川洋一議員、副委員長に二宮由子議員がそれぞれ選出されました。

○議長（松浦 誠君） 次に、交通問題対策調査特別委員会の委員長に石川庄太郎議員、副委員長に粕谷久美子議員がそれぞれ選出されました。

以上で各委員会の正副委員長の互選結果の報告を終わります。

日程第6 第1号選挙 東京都市収益事業組合議会議員選挙

○議長（松浦 誠君） 日程第6 第1号選挙 東京都市収益事業組合議会議員選挙を行います。

本選挙は、東京都市収益事業組規約第5条第2項及び第6条の規定により、東京都市収益事業組合議会議員2人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決めます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、議長において指名することと決めます。

それでは、東京都市収益事業組合議会議員に石川庄太郎議員、中間建二議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました石川庄太郎議員、中間建二議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま当選されました石川庄太郎議員、中間建二議員が在席しておりますので、本席より会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（松浦 誠君） お諮りいたします。

第4号選挙 昭和病院組合議会議員補欠選挙については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、第4号選挙 昭和病院組合議会議員補欠選挙については、急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことにいたします。

議事日程第1号追加の8 第4号選挙 昭和病院組合議会議員補欠選挙

○議長（松浦 誠君） 議事日程第1号追加の8 第4号選挙 昭和病院組合議会議員補欠選挙を行います。

本選挙は、昭和病院組合議会議員に欠員が生じたため、昭和病院組規約第8条の規定により、昭和病院組合議会議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決めます。
お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、議長において指名することに決めます。

それでは、昭和病院組合議会議員に下条 学議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました下条 学議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま当選されました下条 学議員が在席しておりますので、本席より会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（松浦 誠君） お諮りいたします。

第 5 号選挙 湖南衛生組合議会議員補欠選挙については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っております、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、第 5 号選挙 湖南衛生組合議会議員補欠選挙については、急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことにいたします。

議事日程第 1 号追加の 9 第 5 号選挙 湖南衛生組合議会議員補欠選挙

○議長（松浦 誠君） 議事日程第 1 号追加の 9 第 5 号選挙 湖南衛生組合議会議員補欠選挙を行います。

本選挙は、湖南衛生組合議会議員に欠員が生じたため、湖南衛生組合同約第 7 条第 3 項の規定により、湖南衛生組合議会議員 2 人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思っております、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決めます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、議長において指名することに決めます。

それでは、湖南衛生組合議会議員に関野杜成議員、木下光雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました関野杜成議員、木下光雄議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま当選されました関野杜成議員、木下光雄議員が在席しておりますので、本席より会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（松浦 誠君） お諮りいたします。

第 6 号選挙 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員補欠選挙については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、第 6 号選挙 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員補欠選挙については、急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことにいたします。

議事日程第 1 号追加の 10 第 6 号選挙 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員補欠選挙

○議長（松浦 誠君） 議事日程第 1 号追加の 10 第 6 号選挙 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員補欠選挙を行います。

本選挙は、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に欠員が生じたため、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約第 8 条の規定により、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員 1 人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決めます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、議長において指名することに決めます。

それでは、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に中村庄一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました中村庄一郎議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま当選されました中村庄一郎議員が在席しておりますので、本席より会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（松浦 誠君） 本日、長瀬りつ議員及び二宮由子議員から、会議規則第 137 条の規定により、関野杜成議員に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されました。その写しはお手元に御配付いたしましたとおりでございます。

お諮りいたします。

関野杜成議員の資格決定の件については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題に供したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、関野杜成議員の資格決定の件については、急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決めます。

議事日程第 1 号追加の 11 関野杜成議員の資格決定の件

○議長（松浦 誠君） 議事日程第 1 号追加の 11 関野杜成議員の資格決定の件を議題に供します。

地方自治法第 117 条の規定により、関野杜成議員の除斥を求めます。

〔10 番 関野杜成君 退場〕

○議長（松浦 誠君） 長瀬りつ議員から説明を求めます。

〔3 番 長瀬りつ君 登壇〕

○3 番（長瀬りつ君） 提案理由の説明を申し上げます。

昨年の 2 月 13 日、本市議会は、全員一致で関野議員の議員資格はないと決定いたしました。その後、都知事に不服申し立てがされ、都知事は市議会の決定を取り消す裁決をいたしました。

そこで、今回、改めて資格決定を要求いたしました二宮由子議員と私、長瀬りつは、都知事の裁決取り消しを求めて、昨年の 5 月 3 日、東京地裁に提訴いたしました。

およそ 1 年を要した裁判は、4 回の口頭弁論、原告としての意見陳述、法科大学院のお二人の学者の意見書提出、そして毎回、市民の方々が傍聴される中、進められ、本年 4 月 22 日に判決が出ました。

私たちの訴えは却下されましたが、その判決文の最後には、都知事の裁決が確定したとしても、失職事由のないことが確定するわけではなく、議会として改めて実質的観点から審査をして、失職事由の有無を決定することは可能と解するという判断が示されていました。

議員の資格を問うということは、市民の投票で選挙により選ばれたという民主主義の根幹にかかわる大変な問題だとは思いますが、地方自治法や公職選挙法は、議員は市と請負関係にある企業の役員などであってはならないとされており、手続を怠れば失格と規定されております。まず、議員として立候補する時点で当然わかっていることであり、ミスでは済まされないことなのであります。なぜなら、法の趣旨は、議員が地方公共団体の公金を継続的に自己の営業上の所得とすることになると、当該議員による公平な議事の運営や議決権の行使、公平な担当事務の執行は望みがたく、議員たる地位を自己の営業の利益のために利用するおそれが生ずるので、これを未然に防止するところにあるからです。また、本市議会には、政治倫理条例も制定されており、当然ですが口ききや利益誘導もしてはならないことになっています。議員には、高い倫理性と潔癖性が求められているからです。

そのことを踏まえて、市議会が全員一致で資格なしと決定したことは、誤りではなかったことを改めて議会

に問い、実質的観点により、真に法律的な審査をされるよう提案をいたします。

〔3 番 長瀬りつ君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

関野杜成議員から、自己の資格について弁明したいとの申し出があります。

これを許可いたします。

関野杜成議員の除斥を解きます。

〔10 番 関野杜成君 入場〕

○議長（松浦 誠君） 関野杜成議員の資格についての弁明を許可いたします。

〔10 番 関野杜成君 登壇〕

○10 番（関野杜成君） 今回の資格決定要求の内容は、平成 15 年 12 月 24 日付で設置された資格決定要求と全く同一のものと考えます。そして、今回の資格決定要求書における要求理由を簡潔に言えば、その資格決定手続について、実質的観点からの審査を改めてやり直したいという 1 点に尽きます。

一方、議会は平成 16 年 5 月 6 日付発行の市議会だより号外において、東大和議会の資格なしとする決定は、委員会の中で十分議論、審査を重ねた上のものであり、特に「主として同一の行為をする法人」の最高裁の判例なども十分に認識し、審査した上でのごとであると述べた上、前回の資格決定手続においては、会社の業務量、請負総額などの資料から判断したものであると発表し、今回、資格決定要求書でも述べられている実質的観点からの審査を行っているものとの見解を発表しています。

このような見解からすれば、議会は既に本件について実質的観点からの審査を行っているということになります。今回の資格決定要求において主張されている実質的観点からの審査は、既に行われているというのですから、再び同じことを繰り返す必要性はないのではないのでしょうか。つまり、今回の資格決定要求理由にはその根拠が存在しないのであります。仮に議会において今回の資格決定要求を受け入れて審査を開始する決定を下すのであれば、その判断は前回の資格決定手続において実質的観点からの審査を行っていなかったのだから、再度やり直す必要があるとの判断にほかならないのです。

すると、このような決定を下した議会は、過去に発表した公式見解を翻す判断をしたことになるのです。これはつまり、一方では自分たちの判断に誤りはなかったはずだと主張して、裁判所の判断に異を唱えて批判しておきながら、自分たちの判断は間違っていたのだから再審査を行ってもよいのだという矛盾した判断を下すことになるのではないのでしょうか。市民の代表である市議会が、このような無責任きわまりない態度をとることが許されるのでしょうか。当該要求を受け入れることは、議会の自己矛盾にほかならないと考えます。議会がこのような自己矛盾的、場当たりの判断を下すのであれば、それは市民に対する説明責任、政治責任を十分に果たしているとは言えないと考えます。

次に、本要求に関しては、同一問題に関する再議決を求めているという点について疑問があります。今回の資格決定要求が、前回の資格決定要求と全く同じ事情のもとに行われていることは、審査要求書の内容からし

て明らかです。しかし、このように全く同じ事情の事案について、本議会において再び審議されるべき必要性はあるのでしょうか。今回の事案に関して、一度議会の意思決定がなされているはずですが、本件については、その後の事情変更などが全く見られません。このような状況において、なお再び同一事案についての審議をするのであれば、議会の意思決定の安定性を大きく害しますし、議会の審議能率という面からいっても全く無意味なものであると言わざるを得ません。

以上のことからすれば、今回の資格決定要求については、一事不再議の原則の趣旨との関係で重大な問題があるというべきです。確かに、前回の資格決定要求と今回の資格決定要求とでは会期が異なっていますから、今回の要求が直ちに一事不再議に反するわけではありません。しかし、たとえ会期が異なるとしても、過去に決議された議案と同一の議案について、その事情の変化、周囲の環境の変化が見られない状況において、重ねて議決を行うことは、先ほど述べたような問題点を有しているのであって、一事不再議の原則の趣旨に反するものですから、厳に慎まれるべきです。

また、今回の資格決定要求は、憲法上、刑事法上の一事不再理の原則の精神にも反するものであります。一事不再理とは、同じ事件について二度刑事責任を負わないという原則であって、もちろんこれが今回のような議員資格の問題に適用されるわけではありません。しかし、今回の議題は、議員資格を剥奪する手続にほかならず、これは実質上、議会において個別の議員に対し、不利益な処分を下す刑事処罰手続に類するものでありますから、一事不再理の精神もこれに反映されてしかるべきでないかと考えます。

このように考えれば、今回のように資格決定なしとの議会の判断が東京都の裁決で取り消されたという事例のみに限らず、本件と反対に議員資格ありとの判断を下された議員についても、その後、会期を改めさえすれば、同一疑惑に関して重ねて議員資格の有無を再審査することができることとなります。このようなことが認められるのであれば、もし議会内にやめさせたい議員がいれば、これに対して会期を変えて何度でも資格審査要求を繰り返し提出することが可能になってしまい、極めて不当な結論が議会制民主主義を掲げる地方政治、地方議会の場において許されるわけではないのです。

以上のような事情からして、今回の資格決定要求は認められるべきでないと考えております。このような事情があるにもかかわらず、それでもあえて本件資格決定要求を受け入れるというのであれば、これは少数派議員に対する弾圧にほかならないのではないかと考えます。

以上のことを踏まえ、議員の皆様の良い判断をよろしくお願いいたします。

〔10番 関野 杜成君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 関野杜成議員の除斥を求めます。

〔10番 関野 杜成君 退場〕

○議長（松浦 誠君） お諮りいたします。

議員の資格決定については、会議規則第138条の規定により、委員会付託を省略することができないことになっています。よって、本件については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、9人の委員をもって構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件については9人の委員をもって構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

粕谷久美子議員	長瀬 りつ議員	森田 憲二議員	中村庄一郎議員
西川 洋一議員	木下 光雄議員	尾崎 信夫議員	中間 建二議員
小林 知久議員			

以上9人を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここであらかじめ会議時間の延長をしておきます。

ここで議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

午後 4時27分 休憩

午後 5時18分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松浦 誠君） ここで関野杜成議員の除斥を解きます。

〔10番 関野杜成君 入場〕

○議長（松浦 誠君） ここで、休憩中に開催されました資格審査特別委員会の正副委員長の互選結果を御報告申し上げます。

委員長に森田憲二議員、副委員長に尾崎信夫議員がそれぞれ選出されました。

以上で資格審査特別委員会の正副委員長の互選結果の報告を終わります。

○議長（松浦 誠君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、本日の日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、閉会中の継続審査については、急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題といたします。

議事日程第1号追加の12 閉会中の継続審査について

○議長（松浦 誠君） 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

資格審査特別委員会から、お手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。

本件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（松浦 誠君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成17年第1回東大和市議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時19分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 田 憲 二

議 長 松 浦 誠

副 議 長 下 条 学

署 名 議 員 粕 谷 久 美 子

署 名 議 員 藤 原 宏 子